

大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的かつ計画的に推進するとともに、行政の全ての分野で、町民の人権意識の高揚に努めなければならない。

(町民の責務)

第3条 全ての町民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者等は、自らの組織に所属する者の人権尊重に努めるとともに、自らの組織活動を通じて人権が尊重される環境づくりに努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 町は、差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を実施するものとする。

(啓発活動の推進)

第7条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業のとりくみと、啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や、人権擁護の社会的環境等の醸成を促進するよう努めなければならない。

(教育の充実)

第8条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な学校教育及び社会教育を行うよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第9条 町は、差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

(相談体制の整備)

第10条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に応じるために必要な相談体制の充実に努めなければならない。

(人権救済のための支援)

第11条 町は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な支援を行わなければならない。

(諮問及び協議)

第12条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合において、大崎上島町人権対策協議会に諮問・協議するものとする。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前条に規定する支援が必要であると認める場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、差別の解決を図るため町が必要と認める場合

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。